

要件設定型一般競争入札公告

令和7年9月30日

宇佐市長 後 藤 竜 也



普通乗用ハイブリット車賃貸借（長期継続契約）について要件設定型一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

1 業務概要

- (1) 件 名 普通乗用ハイブリット車賃貸借（長期継続契約）
- (2) 納入場所 宇佐市役所 本庁舎
- (3) 仕 様 別紙仕様書のとおり
- (4) リース期間 60 月間（納入月含む）
- (5) 納入期限 令和8年4月30日（木）

2 予 定 価 格 非公表

3 最低制限価格 設定なし

4 入札保証金 免 除

5 契約保証金 契約金額の100分の10以上

ただし、宇佐市契約事務規則第7条第1項第4号による免除の対象と認められる場合はこの限りではない。

6 入札参加資格

(1) 資格業種等

市が発注する物品の製造の請負又は買入れその他の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「入札」という。）に参加しようとする者に必要な資格について（平成17年度宇佐市告示第9号）により令和7年度宇佐市物品等競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に下記の業種に登録されている者

【申請営業種目】 大分類：役務の提供等 小分類：リース・賃貸借 細分類：カーリース

(2) 履行実績

不要

(3) 本店等の所在地等

名簿に、大分県内に本店又は支店等（公告日現在、本店より宇佐市との契約締結権限を委任されている者に限る。）を有する者として登録されていること。

(4) その他共通事項

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 入札公告から開札日までの間に、宇佐市物品等供給契約に係る指名停止措置要領（平成25年宇佐市告示第55号。以下「宇佐市指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受け

ていないこと。

ウ 開札予定日以前6か月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。

エ 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）。

オ 過去5年間（平成31年度以降令和5年度まで）で宇佐市と契約を締結し、契約解除を受けた事実がある者でないこと。

カ 入札の適正さが阻害されると認められる資本関係又は人的関係のある複数の者の参加の制限

この入札に参加する複数の者の関係が、以下の（ア）から（ウ）までのいずれかに該当する場合には、該当する者のした入札は全て無効とする。

（ア） 資本関係

次に掲げるいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

a 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

（イ） 人的関係

次に掲げるいずれかに該当する二者の場合。ただし、aについては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

（ウ） その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記（ア）又は（イ）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

キ 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

（ア） 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

- (イ) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (ウ) 暴力団員が役員となっている事業者
- (エ) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
- (オ) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
- (カ) 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
- (キ) 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- (ク) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

7 仕様書等の閲覧

仕様書等については宇佐市ホームページに掲載する。

- (1) 閲覧期間 令和7年9月30日(火)午前9時から令和7年10月14日(火)午後5時まで

8 公告事項等に対する質問及び回答

- (1) 質問方法及びあて先 設計図書に関する質問書（様式第1号）によりEメールにて「16 担当課（入札・契約主管課）」あてに申し出ること。
- (2) 申出期間 令和7年9月30日(火)午前9時から令和7年10月8日(水)午後5時まで
- (3) 回答内容と方法 質問及び回答は随時ホームページに掲載するものとし、最終回答は令和7年10月10日(金)午後5時までにを行う。なお、提出のあった質問に関しては、本業務に直接関係するものについてのみ回答するものとし、全ての質問について回答するとは限らない。
- (4) 正確に把握するため、電話での受付は行わない。

9 同等品申請について

- (1) 同等品の取扱い 車種については別紙仕様書「1. 対象車両」のとおりとするが、例示品以外であっても同等以上の仕様（規格・品質等）を満たす製品であると認められる場合は、同等品として取り扱うものとする。
- (2) 同等品申請について 同等品申請書（様式第2号）及びその仕様内容及び価格等がわかるカタログ等を添付のうえ、Eメール又は持参にて「16 担当課（入札・契約主管課）」あてに申し出ること。
- (3) 申出期間 令和7年9月30日(火)午前9時から令和7年10月8日(水)午後5時まで
- (4) 認定結果について 同等品認定結果については、最終回答は令和7年10月10日(金)午後5時までにを行う。
- (5) 正確に把握するため、電話での受付は行わない。

10 要件設定型一般競争入札参加資格証明申請書（以下「申請書」という。）の提出期間及び提出方法等

- (1) 提出期限
令和7年10月14日(火)午後5時まで
- (2) 提出書類
要件設定型一般競争入札参加資格証明申請書（様式第3号）
提出方法

「16 担当課（入札・契約主管課）」へ持参(平日の午前9時～午後5時まで)又は郵送(書留郵便に限る。)

(3) 競争入札参加資格の確認及び通知

入札参加者から提出された申請書に基づき、令和7年10月15日(水)までに有資格者名簿の登録状況を確認するものとする。確認後随時通知を行い、令和7年10月15日(水)までに通知を行うものとする。

11 入札日時及び場所

(1) 入札日時

令和7年10月17日(金)午前10時00分

(2) 場所

宇佐市役所 23 会議室（本庁2階）

12 入札の方法

(1) 入札等

ア 入札書（様式第4号の1）は、本公告に示した日時に、入札会場において入札執行者の指定により、入札箱に投入しなければならない。

イ 入札執行者の入札開始宣言までに入札会場に入室していない者は、入札に参加することはできない。

ウ 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状（様式第4号の2）を持参させなければならない。

エ 入札参加者は、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

オ 落札候補者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の開札

ア 開札は、入札の場所において、入札の終了後直ちに、入札者を立ち合わせて行う。

イ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

ウ 開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行うものとする。ただし、再度入札の回数は1回を上限とする。なお、再度入札を行わず入札を打ち切ることもできるものとする。

(3) 落札者

有効な入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(4) 同価格の入札者が2名以上ある場合の落札者の決定

ア 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

イ 前項の場合において、当該入札をした者のくじを引かない者があるときは、これに代わって

入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(5) 入札の辞退

- ア 申請書を提出した者は、入札執行の完了に至るまで、いつでも入札を辞退することができる。
- イ 申請書を提出した者が入札を辞退するときは、入札辞退届（様式第4号の3）を契約担当者等に直接持参し、又は郵送（入札日の前日午後5時までに到着する者に限る。）するものとする。
- ウ 入札を辞退した者は、特別な場合を除き、以後の指名において不利益な取扱いを受けるものではない。

(6) 公正な入札の確保

- ア 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為をしてはならない。
- イ 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- ウ 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

13 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は落札決定を取り消す。

- (1) 入札者としての資格のない者のした入札
- (2) 競争に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札
- (3) 同一の入札について、2以上の入札をした者の入札
- (4) 同一の入札について、2以上の入札者の代理人となった者のした入札
- (5) 入札金額の訂正に訂正印のない入札
- (6) 入札金額、住所、氏名、押印その他の入札条件を認定しがたい入札
- (7) 公告に示した入札参加資格のない者又は資料に虚偽の記載をした者の入札
- (8) 予定価格を超える金額の入札
- (9) 申請書を提出期限までに提出しない者のした入札
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札
- (11) 郵送・電信による入札

14 入札参加資格が認められない落札候補者に対する説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた入札参加希望者は、市長に対し、書面（様式任意）によりその理由の説明を求めることができる。
 - ア 提出期限 通知を受けた日の翌日から起算して7日以内の午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
 - イ 提出場所 「16 担当課（入札・契約主管課）」のとおり
 - ウ 提出方法 書面（様式任意）による持参又は郵送によるものとする。
- (2) (1)への回答は、前号に規定する期間の最終日の翌日から起算して8日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

15 その他

- (1) この公告に定めのない事項については、宇佐市要件設定型一般競争入札実施要領（平成22年宇佐市契約第0329002号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、宇佐市契約事務規則（平成17年宇佐市規則第34号）、最低制限価格の設定に関する要綱（平成21年宇佐市要綱第16号）、契約書その他入札契約に関する法令等の定めるところによる。
- (2) 落札者は、10(2)に掲げる書類のほか、必要に応じて契約担当者が指定する資料を提出しなければならない。
- (3) 契約担当者は、開札後、落札決定するまでの間に落札者が次のア又はイのいずれかに該当した場合は、当該落札者の行った入札を無効にするものとする。

この場合、契約担当者は当該落札者の行った入札を無効にしたことに伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。

ア 宇佐市指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けたとき

イ 入札公告に掲げる入札参加資格の要件を満たさなくなったとき
- (4) 契約担当者は、落札決定後、契約締結までの間に落札者が、(3)のア又はイのいずれかに該当した場合は、落札決定の取消又は仮契約の解除を行うことができるものとする。

この場合、契約担当者は落札決定の取消に伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。
- (5) 契約担当者は、契約締結後において、契約者が(3)又は(4)に該当していた場合は、契約の解除を行うことができるものとする。
- (6) 落札者は、落札の通知を受けた日を含め7日以内に契約に必要な書類を提出しなければならない。
- (7) 開札から契約締結に至る間において落札者が落札したにもかかわらず契約を締結しないときは、落札額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5を違約金として徴収する。
- (8) 提出された書類は返却しない。
- (9) 入札参加に係る全費用は、入札参加希望者の負担とする。
- (10) 入札者は、開札後、入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

16 担当課（入札・契約主管課）

〒879-0492 宇佐市大字上田 1030-1

宇佐市役所 総務部行財政経営課公共施設管理係

電話：0978-27-81179

E-mail:koukyo04@city.usa.lg.jp